

環境省組織規則の一部を改正する省令

○環境省令第十号（令和四年三月三十日）

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）及び環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）を実施するため、環境省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

環境省組織規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改 環境省組織規則(平成十三年環境省令第一号)の一部を次のように改正する。正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍 改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第一章 内部部局</p> <p>第一節 大臣官房 (第一条一第七条)</p> <p>第二節 地球環境局 (第八条一第十条)</p> <p>第三節 水・大気環境局 (第十一条一第十三条)</p> <p>第四節 自然環境局 (第十四条一第十九条)</p> <p>第五節 環境再生・資源循環局 (第二十条一第二十二条)</p> <p>第二章 施設等機関 (第二十三条)</p> <p>第三章 地方支分部局 (第二十四条)</p> <p>第四章 原子力規制委員会 (第二十五条)</p> <p>第五章 環境省顧問 (第二十六条)</p> <p>(地球温暖化対策事業室、脱炭素ビジネス推進室、市場メカニズム室及びフロン対策室並びに事業監理官)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 地球温暖化対策事業室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 地球温暖化対策の推進に関する法律第二十五条に規定する排出削減等指針に関すること。</p> <p>3～10 (略)</p> <p>(気候変動国際交渉室及び国際協力・環境インフラ戦略室)</p> <p>第十条 国際連携課に、気候変動国際交渉室及び国際協力・環境インフラ戦略室を置く。</p> <p><u>2</u> 気候変動国際交渉室は、地球温暖化の防止に関する他国又は国際機関との交渉に関する事務をつかさどる。</p> <p><u>3</u> 気候変動国際交渉室に、室長を置く。</p> <p><u>4</u> 国際協力・環境インフラ戦略室は、環境省の所掌事務に係る国際協力に関する事務の総括に 関する事務 (参事官の所掌に属するものを除く。) をつかさどる。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 内部部局</p> <p>第一節 大臣官房 (第一条一七条)</p> <p>第二節 地球環境局 (第八条一第十条)</p> <p>第三節 水・大気環境局 (第十一条一第十四条)</p> <p>第四節 自然環境局 (第十条五条一第二十条)</p> <p>第五節 環境再生・資源循環局 (第二十一条一第二十三条)</p> <p>第二章 施設等機関 (第二十四条)</p> <p>第三章 地方支分部局 (第二十五条)</p> <p>第四章 原子力規制委員会 (第二十六条)</p> <p>第五章 環境省顧問 (第二十七条)</p> <p>(地球温暖化対策事業室、脱炭素ビジネス推進室、市場メカニズム室及びフロン対策室並びに事業監理官)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 地球温暖化対策事業室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 地球温暖化対策の推進に関する法律第二十五条に規定する排出抑制等指針に関すること。</p> <p>3～10 (略)</p> <p>(国際協力・環境インフラ戦略室)</p> <p>第十条 国際連携課に、<u>国際協力・環境インフラ戦略室</u>を置く。</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p><u>2</u> 国際協力・環境インフラ戦略室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 環境省の所掌事務に係る国際協力に関する事務 (海外における専ら環境の保全を目的とする事業並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事業の展開の促進に関するものを含む。) の総括に関すること。</p> <p>二 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う独立行政法人国際協力機構の委託に基づく開発途 上地域からの技術研修員に対する研修及びこれに附随する業務に関すること。</p>

5 (略)

(削る)

(閉鎖性海域対策室及び海洋環境室並びに企画官)

第十二条 水環境課に、閉鎖性海域対策室及び海洋環境室並びに企画官を置く。

2～5 (略)

6 企画官は、命を受けて、水環境課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

第十三条～第十九条 (略)

第五節 環境再生・資源循環局

(循環型社会推進室及びリサイクル推進室並びに企画官)

第二十条 総務課に、循環型社会推進室及びリサイクル推進室並びに企画官を置く。

2～5 (略)

6 企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

第二十一条～第二十六条 (略)

3 (略)

(大気生活環境室)

第十二条 大気環境課に、大気生活環境室を置く。

2 大気生活環境室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 騒音に係る環境基準（環境基本法第十六条第一項に規定する基準をいう。第十四条第四項 第一号において同じ。）の設定に関する事。
- 二 公害の防止のための規制に関する事（騒音、振動及び悪臭に係るもの（総務課及び自動車環境対策課の所掌に属するものを除く。）に限る。）。
- 三 前二号に掲げるもののほか、公害の防止に関する事（大気の汚染（ダイオキシン類によるものを除く。）に係る生活環境の保全のために行うもの並びに騒音、振動及び悪臭に係るもの（総務課及び自動車環境対策課の所掌に属するものを除く。）に限る。）。

3 大気生活環境室に、室長を置く。

(閉鎖性海域対策室及び海洋環境室)

第十三条 娈娈娈娈娈 水環境課に、閉鎖性海域対策室及び海洋環境室を置く。

2～5 (略)

(新規)

第十四条～第二十条 (略)

第五節 環境再生・資源循環局

(循環型社会推進室及びリサイクル推進室)

第二十一条 総務課に、循環型社会推進室及びリサイクル推進室を置く。

2～5 (略)

(新規)

第二十二条～第二十七条 (略)

附 則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。